



2022年5月20日

各 位

会社名：アコム株式会社
代表者名：代表取締役社長 木下 政孝
(コード番号：8572 東証スタンダード)
問合せ先：広報・IR室長 岡本 貴史
電話番号：03-5533-0861

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第45回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせします。

記

1. 変更の理由

(1) 本店所在地の変更

働きやすい職場環境の構築等を目的に、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都千代田区から東京都港区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2022年10月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨附則で規定するものであります。当該附則については、当該本店移転日経過後、これを削除するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (A) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (B) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (C) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (D) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第40回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第40回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(本店の所在地に関する経過措置) <u>第2条</u> <u>定款第3条(本店の所在地)の変更は、2022年10月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本条の規定は効力発生後これを削除する。</u></p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) <u>第3条</u> <u>定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u> <u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日(金)(予定)

定款変更の効力発生日 2022年6月24日(金)(予定)

以 上